

平成27年10月1日（木曜日）

---

午前10時2分開会

---

会議に付した案件

○協議事項

1. 要綱案の決定について
  2. 次回委員会について
  3. その他
- 

出席委員（11人）

委員	長	右松隆央
副委員	長	横田照夫
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		二見康之
委員		清山知憲
委員		太田清海
委員		岩切達哉
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美
委員		有岡浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主任主事	押川幸司
政策調査課副主幹	沖米田哲哉

---

○右松委員長 それでは、ただいまから、宮崎のこども対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。協議が午後にもたがる場合は、13時から再開いたします。

このように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

これから、協議に入ります。

まず、要綱案の検討についてであります。

先週金曜日の委員会での議論をもとに、正副委員長のほうで、たたき台の要綱案に加筆修正したものを机の上に配付しております。

資料1をごらんください。

まず、前文についてでありますけれども、14行目「また、本県は」以降の文章につきまして削除いたしました。

また、前文の最終段落に、「親としての喜びを感じられるような」との文言を加えるとともに、4ページ目の10の「親になることの喜びを伝える取組の支援」を削除いたしました。

次に、3ページ目の6であります。国との連携については、宮崎県水源地域保全条例第7条の規定を参考にいたしまして挿入いたしました。

次に、7の保護者及び祖父母の役割については、祖父母の役割に係る部分であります②を削除するとともに、見出しも、保護者の役割に改めております。

次に、10の事業者の役割の①については、「その雇用する」という文言を新たに加えております。

なお、資料1の修正に従いまして、資料2、も修正いたしておりますので、あわせてごらんになってください。

それでは、資料1及び資料2について検討を加えていきたいと思っておりますけれども、その前に、前回委員会での御指摘のありました資料1の5ページ目であります。13の多様な家庭

環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化に関し、具体的なイメージ等について御説明をいたしたいというふうに思っております。河野委員のほうから指摘がございまして持ち越しとなったところでございます。

私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

この13の①でありますけれども、私どものほうで県南調査、県北調査、さまざま調査を行う中で、家庭教育支援あるいは子どもの貧困、これらは、非常に密接した関係があるところでもありまして、NPOを初め、さまざまな団体が行っていることがわかったところであります。例えば、都城でありますと、フードバンクの話がありました。それから、高鍋でありますと、学習支援の話があったところであります。

なお、私のほうで、またいろいろと調べさせていただきましたところ、例えば、これも有名でありますけど、NPO法人のままのが、カリノ宮崎にて、子供さんの一時預かりとか行っております。また、さらには、家庭・青少年教育ネットワークというNPO法人でありますけれども、家族学の講座とか、さまざま、親子のコミュニケーション等も含めた講座を開いたりもしております。家庭教育支援に関するNPO団体もかなりいろんな形で、県内で取り組みをしております。全国でも見ますと、キッズドアなどのNPO法人が教育支援あるいは広報活動をやっておられますし、全国的に見てもかなりのNPO法人が活動しているところであります。

そういった団体の支援でありますとか、それから情報提供、そして、大事なことはやはり各団体のネットワークをつくっていく。そのきっかけを行政のほうでしっかりサポートをしてい

く必要があるのではないかと。組織的あるいは体系的、機能的に、こういったNPO団体ネットワークづくりのサポートを行政のほうでやっていく必要があるのではないかとということで、①を起こしたところであります。

そして、②ですけれども、連携のきっかけを県のほうがいろいろつくっていく中で、今度は活動を促進するという形で、13にこれを入れさせていただいたところであります。

なお、幾つか御議論ございました、4の県の責務のほうでありますけれども、②県は、①により施策を策定し、及び実施にあたっては、市町村、保護者、地域住民、地域活動団体、学校等、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする、ということで、これは、学校も含めた各関係者と連携した取り組みとなっております。先ほど13は、地域活動団体、NPOを初め、そういった団体のネットワークづくりをしっかりと行っていきましょうということでありますので、若干内容的には違うのではないかとというふうに考えております。

そして、あわせて、③のほうでありますけど、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に配慮するものとする、ということで、これも全体的に流れる精神として入っていると考えているところであります。

説明は以上であります。

まず、この13に関して先に議論を進めまして、それ以外のところも含めてしっかりと議論を進めてまいりたいと思っております。それでは、御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

条例に、より具体的に書き込みたいのはやまやまなんですけど、一応条例の趣旨も含めて、

こういった表現でいかがかなというふうに思っているところでもあります。

ちなみに、教育委員会のほうで、ネットワークを強化する取組として、地域で社会教育を推進するリーダーによる協議や情報交換を行う会議を開催ということで、県内7カ所で開いております。

あわせて、鹿児島県でありますけれども、親としての学びを支援する学習機会の提供でありますとか、あるいは地域ぐるみの家庭教育支援事業、学習機会提供事業、こういった取り組みを体系的に、機能的に結びつけていこうという意味合いもございます。

今後の修正も含めて、どんな御意見でも構いませんので。

**○岩切委員** 13の項目が、私を初め、太田委員や前屋敷委員などが指摘されておられましたけれども、3年、数年前と違って子どもの貧困がクローズアップされている中で宮崎県が家庭教育支援条例をつくっていく。そういうことと、さらに、この特別委員会の調査を通じて学んできたものがそういう貧困の問題に対する取り組みであったという理解から、要綱前文のほうにそのことを載せ、それに対応するものとして13番が他県の条例にないものとして出された。このような組み立てがなされたということで評価したいと思います。このことで家庭教育に対して公がどういうふうにかかわるか、という非常に神経を使うことについての思いが整理されたのではないかと思います。

**○右松委員長** ありがとうございます。

**○丸山委員** 私としては、この13、多様な家庭環境に配慮したという文言を含めて、正副委員長が非常に努力されたと存じておりますので、私としては、結構いいものが出来上がったと思っ

ています。

**○河野委員** ちょっとこれだけ。済みません。この条例の流れで、結局10までが責務と役割ということで整理整頓されています。11からは、主語が全部県は、となりますよね。ということは、県の支援の具体的なものが条文化されていると考えました。それでいくなれば、この13の①というのは配慮事項であって、11から14までのそれぞれの配慮の中に、この13の①というこの配慮の考え方というのがなければいけないという、僕は考え方だったので、なぜ、わざわざ13の①だけをぽこっと出して配慮しているのかという、つまり県の責務の③に配慮事項としてきちっと位置づけてあるならば、それは全部11から15の間で、15ですか、県は、という部分。これ、やっぱり全部それは配慮されている支援なんだという考え方で整理整頓していくべきじゃないかなと僕は思いました。

**○右松委員長** 13の①というのは、あくまでも環境をつくるそのネットワーク、さまざまな学習支援とかフードバンクであるとか、あるいは子育て支援を含めて、家庭教育支援全般に係るさまざまな団体、地域活動団体のそのネットワークをつくっていきましょう。体系的に整理していきましょう。機能的に適材適所で結びつけていきましょうという、それに対して県がこの環境づくりをサポートしていきましょうという趣旨でありますので、あくまでも連携するそのきっかけをつくるためのものだと、そういう位置づけではあります。ですから、その中にある精神的な部分といいましょうか、そこは全体が入っている中で、ちょっとまたそこが、環境づくりとはまたちょっと別建てとしたほうがいいんじゃないかという判断なんです。

**○清山委員** かみ合っていないかなと思ったの

は、13の配慮事項が入って、13って2つ意味合いがあって、多様な家庭環境に配慮することという配慮という趣旨と、もう一つは、今、委員長がおっしゃったネットワークづくりという、この2つが入っていて、河野委員としては、この配慮事項は4の③に盛り込んであるものじゃないかと。だから、例えば、4の③で、多様な家庭環境に配慮することということを強調し、そして、13においては、この配慮事項はなくす形でシンプルに環境づくりを支援することという取組事項だけを盛り込むと、確かにすっきりはするのか。河野委員、そういうことではなかったですか。

○河野委員 極端にいうと②は①に包含されるかなという気もしたんです、13は。

○坂口委員 この意見のかみ合わないところ、非正規雇用とか貧困とかをこれに結びつけようという考え方がありますが、僕はそれは違うと。この多様なというところでイメージされているのが、貧困に特化したものではないという考え方の一方で、貧困をイメージして入れたという見方もあるわけです。だから、これはなかなか整合がとれづらいんです。だから、そここの兼ね合いが最終的にはなくなってくるというのは、これを入れればそれは避けられないかもしれない。

○太田委員 4のほうは、基本理念にのっとりということ、これをするために県の責務をうたってあるわけですが、それで、本当にダブリがあるかなという思いもせんでもなかったんですが、この13のほうは、県は、①のほうでは環境づくりの支援、②のほうではその活動を促進するという言葉で目標が指定してあるわけですが、それでいったら、多様な家庭環境というのもこれに入っているということで、4の県の

責務には、そういう多様な家庭環境という言葉はないんです。ここの13で初めて多様な家庭環境に配慮してという、ある程度新しい項目のようなものの中で県は守ってくださいよということであるから、私は、今までいろいろ議論されたことが、この4では十分何か反映されていないテーマのところをこの13で何かフォローをしているような気もして、こういうのがあるといいなという思いはしました。私も最初見たら、これダブっているかなという気はしよったんですけれど、宮崎県の中ではこういう現象が出てきています、こんな現象も出てきましたという、いろんな手を打たなきゃならん部分に対して13でやっていきましょうというような気がして、4の責務を通しながら多様な対応をしていきますよということ、何か私はありがたいなという思いはしました。

○前屋敷委員 中身、それぞれの項目で見えますと、表現も含めて、確かに県がやるべきこととしてダブっているところはあります。しかし、この13というのは新たにということになったんですけれど、読んで、やはりやらなきゃならないことをより集約して、さらに、何ていいますか、強調するみたいなところが13番にはあるというふうに思うんです。ですから、より具体的な行動に出ようとするときには、やっぱり13はあって私はいいいというふうに思うんですけど。より強調して推進するという方向を位置づけるために。

○右松委員長 多様な家庭環境に配慮したというこの文をどういうふうに扱っていくかというところも含めて……。

○坂口委員 あくまでもこれは家庭教育を支援していくって家庭教育に限定した条例であって、それから、今、言われたような子育てとか学校

教育の支援とか生活支援とか、さまざまなことを入れ込もうとする作業、その難しさだと思うんです。だから、総合的に施策を策定し、及び実施するという4の①にあるような考え方のもとで、あらゆることを総合的に勘案してやっていきなさいよと。その際は、③の配慮をやりなさいということで統合されると、僕は思うのです。だから、貧困とか非正規雇用とか、そういったものを入れてほしいということ、とかみ合わせがうまくいかないということじゃないかな。

**○丸山委員** これまで余り出てこなかった子どもの貧困というのが表面化してきたから、少し条項として取り組んだほうがいいという意見があったけれど、言葉としては多様な家庭環境という言葉が今、それぞれ協議して出てきた言葉だろうというふうに思っております。確かに、河野委員が言われたとおり、ダブっている部分もあるな、十分わかります。そこに少し、ある程度、他県との違いも、条例としても私は別に、確かに重なるかもしれんけれど、私は、それはいいのかなという気持ちは持っています。

**○坂口委員** それが最近出てきたものでなくて、我が国ではジニ係数により、そういう状況になっているんだという見方が定説としてあります。ジニ係数というのはもう、平成10年ごろには一番下落して、恐らくもう内乱に近いような騒動が起こるだろうと言われていたんです。だから、時代背景になかったということはないんです。だから、子どもの貧困をここに入れるときに、貧困ということが家庭教育が崩壊する必要条件なのか十分条件なのか、あるいは引き継ぐ条件なのかという議論になるが、それどちらでもない。それをどうしても入れてほしいという発言があつての苦肉の策だろうと思うんです。

**○右松委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前11時5分再開

**○右松委員長** 再開いたします。

それでは、13の多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化、いろいろ今まで議論をしまいましたが、いろいろ話をまとめさせていただきまして、この13は、この形で入れさせていただくという形をとらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○右松委員長** ありがとうございます。まさに県の役割の部分でありますけれども、いろいろな家庭の状況の多様性に配慮した施策をしっかりとやらせてもらう中で、13で具体的な関係強化という文言を入れさせていただいたという形で、御理解をいただくとありがたいなというふうに思っております。

それでは、続けてやってまいりたいと思います。

変わったところで、ちょっと文言を申し上げたいと思います。6の国との連携であります。6ですが、ちょっと読ませていただきたいと思いますけれども、県は、国と連携協力して家庭教育の支援に関する施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めることという形で入れさせていただいたところがあります。

前回の委員会の協議を基に盛り込んだものがありますけど、御意見があれば。

**○太田委員** ぜひ、これは入ったほうがいいと思います。

**○右松委員長** わかりました。そしたら、前回、委員会でもらった修正に関しては以上のような

形で進めさせていただきまして、それ以外、重なっても構いませんけれど、それ以外のところで、まだ残っている部分が幾つかあると思いますので出していただけたらと思っております。

○丸山委員 13の①の最後の方です。県民皆で支え合う環境づくりを支援するものとするという部分について、支援という言葉が重なっていると思うものですから、例えば、支援するものとするではなくて努めるものとか、そこをもっと具体的に、サポートだけじゃなくて、ちゃんとやってくださいねというほうがわかりやすいのか、表現の問題ではありますが。

○二見委員 推進する。

○丸山委員 うん、推進するとか。

○右松委員長 県民皆で支え合う環境づくりを努めるものとする。県民皆で支え合う環境づくりを推進するものとする。幾つか今、お話が出ましたけど、いかがでしょうか。

○岩切委員 11の①、12の①も、何々支援するため図るものとするというふうに言葉を整理しているんですね。

○右松委員長 そうしましたら、表現はどういたしましょうか。岩切委員から図るものという表現も出ました。11の①と12の①、これにあわせるという形で、今、話が出ましたけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そしたら、文言修正させていただきたいと思えます。環境づくりを図るものとする。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。

それ以外は、いかがでしょうか。何かおかしいですか。ちょっと全文、読んでみましようか。今のところでしょうか。ちょっと読ませていた

だきます。

県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため、地域活動団体、その他関係者、県民皆で支え合う環境づくりを図るものとする。

○太田委員 確かにこれは変えたほうがいいなと思いましたが、図るものよりか、11、12、13を含め、努めるものとするのほうが何かいい感じがするのですが。

○前屋敷委員 そこは、づくり「に」ですね。

○太田委員 要するに同じ内容だったら統一しておいたほうが。

○岩切委員 何か国語的な問題なんですけれど、確かに、11の①の支援するため、ここは、開発及び普及を図るというから語感はいいんですけども、13の環境づくりを図るというのは、ちょっと何か異様な感じがしますね。

○右松委員長 環境づくりに努めるものとする。そういう形で、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そうしましたら、表現がちょっと変わりました、県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため、地域活動団体、その他関係者、県民皆で支え合う環境づくりに努めるものとする。

○河野委員 済みません。何を支え合うんですか。県民皆で何を支え合う。

○右松委員長 ちょっと一旦、休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時20分再開

○右松委員長 では、再開いたします。

それでは、13の①でありますけれども、今現在、最後の、環境づくりを支援するものとするということとなっておりますが、その一つ段の前の支

援するとダブるということもありますので、環境づくりを推進するものとするということ形でもまとめさせていただきたいと。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 ありがとうございます。じゃ、そのように変更いたします。

ちょっと読ませていただきます。県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育を支援するため、地域活動団体、その他関係者、県民皆で支え合う環境づくりを推進するものとする、でよろしく願いいたします。

それ以外にございましたらお願いします。

○有岡委員 1ページ目になるんですけども、親としての喜びを感じられるようなという表現ですが、ここは、既に喜びを感じられる社会的気運と、そういうふうには、喜びがあれば苦しみもいろいろあるわけでしょうけれど、ここでも喜びを感じられるということを持ってきてもいいのかなと感じました。

○右松委員長 今、有岡委員から出ました御意見に対していかがでしょうか。表現の仕方は、どういったような受けとめがあるかになるろうかと思えますけれど。前後のつながりとかも含めて御意見をお願いします。

○岩切委員 国語的なセンスは全くないんですが、社会的気運という言葉が続いていますので、そこに係る言葉とすると、ようなというものが必要になるような感じも。親としては、喜びを感じられるということと気運と、次の言葉は、感じられる社会づくりとかいうふうには何か整理されていく必要が。社会的気運を醸成する、気運を醸成するということに係るとすれば、ような、があって、社会づくりを行うとか、社会づくりを進めるというふうには、ところになれば、

感じられるで切っていいというような感覚論で申しわけないですが。

○右松委員長 ということ、親として喜びを感じられるような社会的気運と、前後の文脈を見て、条例の目的も含めた上で、感じられるようなという形で入れさせていただきたいと思えます。

○坂口委員 真ん中あたりの表現の仕方です。しかしながら、からずっと入ってきて、中をカットして、このような中、でまた始まっていく。そして、その4行下で、県民皆で家庭教育を支えていくことが必要であります。このような中、何々をするためには家庭教育を支えていくことが必要としないと、文章として完成されていないと思えます。ここにつなげるために、例えば、先ほどのしかしながらのところを、しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、そして、下のほうの経済格差とかそういうものをここに持ってきて、社会環境は、一層深刻さを増してきておりますという流れで、一旦、社会がすごく深刻になってきていますよということを示して、そういった中で、そういった社会情勢のもと、家族形態が多様化するとして具体的に、過保護、過干渉、放任、虐待など、家庭教育の低下が指摘されている。そして、そういった中、これを解決していくため、というのを持ってきて、少し続いて、家庭教育力の向上を図るにはということと結んでいくとつながるかな。

○右松委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時30分休憩

---

午前11時35分再開

○右松委員長 そうしましたら、再開いたします。

先ほど、坂口委員のほうから、前文についての御提案がありました。その中身につきまして文面にまとめまして、午後、皆様方に配付いたしますので、それをたたき台にして、また、御意見をいただければありがたいなというふうに思っております。

ほか、もうないでしょうか。

もう少し時間がありますので、中のほうでも御意見がありましたら、午後にそれを含めて議論していきますので。いかがでしょうか。

**○前屋敷委員** いいですか。この前文のしょっぱなのところなんですけれども、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、という表現です。確かに、家庭教育の占める位置づけというのは本当に大きなものがあるんですけれども、私は、全ての教育というようにくくっていいのかなと思うんです。

私の提案としては、子供の人格形成にとっての出発点であり、とかいう表現はどうなのか、ちょっと皆さんでもんでいただきたい。

**○右松委員長** 一旦、休憩します。

午前11時38分休憩

---

午前11時40分再開

**○右松委員長** そうしましたら、再開をいたします。

今、前屋敷委員のほうから、前文の1行目、家庭教育は、全ての教育の出発点であるというところの部分であります。この部分を、全ての教育の出発点を、子供の人格形成の出発点というような文言に修正したらどうかというような御意見がございました。

その中でまた、意見が出まして、家庭教育は全ての教育の出発点であるということで、もうこれは定着をしているものであるということで、

この文言に関してはこのとおりでいくという形でいかがでしょうか。

**○太田委員** 結局、教育の出発点という言葉の出典の根拠を提示していただくとよいのですが。

**○右松委員長** 今、太田委員のほうからございました。出典を取り寄せますので、ちょっとお待ちになっていただければと思います。

**○岩切委員** 坂口委員の方から具体的な御指摘がありました前文の部分なんですけれども、議論も重ねられて、ここまで来ているところなんですけど、ポイントがどこなのか私にはわからなかったものですから、お教えいただければと思っております。

それから、事象の把握という部分を随分時間かけてやってきまして、ここが事象の把握として、こうだというのが前文に記載されていると思うんですけれども、最初に条例をつくる際にこういう状況だからという部分が来て、このような中、以降がその対策としてこうだよという表記になるというふうに思ったんですが。それで、そうすると、変えるべきポイントは、このような中からの下のところで、4行目、県民皆で家庭教育を支えていくことが必要であるという部分かなという思いがちょっとしたんですけれども。

**○坂口委員** 前文にあるような状況になってしまった結果、家庭の教育力の低下が顕著になってきて、これが指摘されている。だから、こういった中で家庭の教育力を向上させるためには、かくかくしかじかとなってこの条例をつくりましたとする流れにした方がよいのではないかと。まず、こういう状況だったら指摘されているんだ。だから、こういった中で、こういう目的のために条例をつくったんだというように文章として整理しないと。並べかえですね。



○岩切委員 政策条例提案書の検討の際に、いろいろやりとりをさせていただいたニュアンスのところが前文になってきていると思っています。その議論が反映されて、さらに、親としての喜びという部分が議論の中で修正されたというふうに理解しております。もし技術的な問題としてということであれば、率直に具体的目標というものが表現されるような修正がされるとありがたいなと思っていますが。

この条例はこれを目標としますという意味合いで、社会情勢の捉え方が赤線の上のところ、これは経過がありましたのでそのままにして、このような中というところの中で、坂口先生の思いがうまく表現ができないのではないかと。

○坂口委員 そのところで家庭教育の低下が大きな社会問題となっているのだから、これを改善することを目的につくったんだってしないと。これでは主たる目的、解決しようとする目的が、子どもの貧困の社会問題を解決しようということにつながってしまうのではないのかということ、それは、また違うんです。

○右松委員長 あくまでも家庭教育を支援するための条例。

○清山委員 ちなみに、前文のしかしながら以下では構造が3つあって、しかしながらの部分が、教育力の低下が指摘されていると。そして、2番目の構造として子どもの貧困がある。そして、3つ目に、家庭教育を支援していくことが必要ですと。だから、その3つ目の構造につなげるためには、少なくとも1つ目と2つ目の、例えばちょっと順序を入れかえて、1つ目に経済格差だの子どもの貧困もそうですけれど、社会情勢が変化してきたこと。そして、家庭教育力が低下してきたと。だから3つ目で、家庭教育を支援していきます。そういう組み立てをし

ないと流れないと思います。

○坂口委員 そういことです。

○清山委員 なので、全体の趣旨は変わらないので、論理構想をちょっと変えていきましようという話だと思います。

○右松委員長 その点については、午後から議論をさせていただきたいと思います。

それでは、もうお昼近くになりましたが、あと、御意見があれば。

○二見委員 2ページの1の目的のところ、最初に家庭教育の重要性を上げ、本県のやるべきことを推進しようという、3行目の最後のほうから、基本的生活習慣の確立、それと、並びに、同じように職業観や人生観、創造力などを培いというような表現なんですけど、細かい話ですけれど、職業観よりは人生観のほうが先じゃないかなと、そう思いまして。

○右松委員長 5行目、人生観があって職業観。それは、順序の問題。

○二見委員 順序ですけれども。

○右松委員長 いかがでしょうか。今、二見委員から指摘がありましたが、もう意見は一致している。

それでは、先ほど二見委員のほうからありました、切り開いていく上で欠くことのできない職業観や人生観となっていますが、これを人生観や職業観という形で入れかえるという形よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 では、そのようにいたします。

あと、それ以外にございましたら、御意見をお願いします。

○有岡委員 失礼します。家庭教育の定義の中の家庭の部分についてですが、例えば、児童養護施設、これもやはり家庭という位置づけで我

々は解釈してよろしいのかどうか。そこだけ教えていただければありがたい。

**○清山委員** 児童養護施設とかに関しては、たしか厚生労働省なんかでは社会的養護を要する児童の問題で、家庭養護と家庭的養護と、もう一つは施設養護で養護を使い分けていて、明確に、家庭養護は里親家庭における家庭を意味していますが、議論になっているのは小規模施設とかグループホームも入る家庭的養護というように説明するので、そこは言葉の詭弁じゃないかということ、いろいろ批判を受けているところだと思うんです。ですから、あくまで家庭ということには、僕は少なくとも児童養護施設は入らないという認識です。

**○有岡委員** このことは、この条例の中の解釈のときの大事なポイントになってくると思います。基本的には家庭というその位置づけで我々は理解したいと思います。ありがとうございます。

**○右松委員長** それでは、お昼になりましたので、先ほどの前文に関しまして、坂口委員のほうから御提案もありました件につきましては、文面をまとめまして、午後に皆様に配付いたしまして、議論を進めさせていただきたいと思っています。

それでは、以上で午前中の協議を終了したいと思います。なお、文面作成の時間も必要になりますので、1時30分から再開ということをお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時57分休憩

---

午後1時31分再開

**○右松委員長** それでは、午前中に引き続きまして、委員会を再開いたします。

まず、前文の冒頭、家庭教育は、全ての教育

の出発点であり、というところでありますけれども、前屋敷委員のほうから、全ての教育の出発点という言葉、子どもの人格形成の出発点という言葉に置きかえたらどうかという意見がございました。これにつきましては、いろいろと調べさせていただきまして、3つ程、出典を提示させていただきたいと思います。

まず、1つ目は、文部科学白書でございます。平成20年度の文部科学白書の第2部第1章第2節、家庭教育力の向上に向けた取組の中の家庭教育の現状のところ、家庭教育は、全ての教育の出発点であると記載されております。

それから、2つ目でありますけれども、分厚い資料でございます。平成24年3月、家庭教育支援の推進に関する検討委員会が出されました、つながりが創る豊かな家庭教育であります。この中の13ページであります。1の基本的方向性の（1）親の育ちを応援するの中に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、と明記されております。

それから、3つ目でありますけれども、6月29日の委員会において、教育委員会が提出した説明資料の中の家庭教育の捉え方という項目で、家庭教育は、全ての教育の出発点であるという記載があります。

以上より、一応これはほぼ共通認識と理解できるのではないかなということで、家庭教育は、全ての教育の出発点ということで御理解いただければありがたいなというふうに思っているところであります。

続きまして、前文の部分でございます。坂口委員のほうから御提案がございましたことに関しましては、書記のほうで文面をつくっていただきました。それをごらんになっていただきたいと思います。読ませていただきます。

しかしながら、以下でございます。しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子どもの貧困の問題化など、社会環境は一層深刻さを増してきております。このような状況のもとで、家族形態が多様化し、子育てに不安を抱える親、孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下が指摘されています。

そして、それに続きまして、このような中、家庭の教育力の向上を図るためには、これまで行われてきた、というような形を提案させていただきたいと思っております。

あと、過保護や放任などの部分でございますが、最初の文面では、過保護、過干渉、放任、虐待などというように、4つの例が示されておりましたけれども、虐待という言葉がひとり歩きしてしまうのもちょっとどうかということもありますし、2つぐらいにまとめたかどうかということで、過保護と、それから放任という2つを取り入れさせていただきました。

これにつきまして、御意見をいただければありがたいなと思っております。

○太田委員 そんなに前の趣旨と変わっていないようでもあるし、いいのではないかと思います。

○清山委員 さっきよりはロジックがしっかり組み立てられているので、わかりやすくなっているんじゃないかなと思います。

○太田委員 過保護や放任などと両極端な例を採用されていますが、このちょうどいい、ころ合いで育てるのは難しいですね。過保護になることでだんだん虐待に至ったりとかね。

○右松委員長 全体的なものも含めてでも構いませんので。

特にないようでしたら、これで進めさせてい

ただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○丸山委員 済みません。前文の最後のほうと1の目的の最後のほうで、私は、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する宮崎県を目指してというのは大切だと思うんですけども、余りにも急に、家庭教育としてこれはできるんだよといっているはずなのに、人材育成にまで言及しているのは広がりすぎている気がして。広がりすぎると、焦点がぼけてしまうこともあるのかなって、ちょっと感じましたので。

○右松委員長 暫時休憩します。

午後1時42分休憩

---

午後1時50分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

先ほど丸山委員のほうから、前文の下から3行目でありますけれども、人材育成までは広がりすぎじゃなかろうかということで、今度、家庭教育支援条例の趣旨でしっかり全うしていくということで、下から3段目でありますけれども、社会的気運を醸成することで、の次に、本県の将来の担う人材を育成すると共に、はカットさせていただいて、醸成することで、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎県を目指してこの条例を制定しますという形で修正をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そうしましたら、次のページでありますけれども、目的にも、ここに本県の将来を担う人材を育成すると共に、という記載がありますので、これも前文と同じようにカットさせていただいて、人生観や職業観、創造力な

どを培い、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長できる宮崎県を実現することを目的とすることという形で、前文と同じように修正させていただきたいと思えます。

○坂口委員 ちょっと、1ページですけど。最後の、健やかに成長できる宮崎県を目指してとあって、宮崎県をつくることを目指すのか、宮崎、それとも宮崎県、どちらが適当かな。

○右松委員長 暫時休憩します。

午後1時54分休憩

---

午後1時58分再開

○右松委員長 再開いたします。

坂口委員からお話がありました、最後のところですが、前文の下から2段目であります。この部分を次のように変更はどうかと思って。子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目指して、この条例を制定しますということで修正してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 そのようにいたします。そして、2ページをめくっていただきまして、1の目的の下から2段目。社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎を実現することを目的とすることという形で修正させていただきます。

そして、それから前文ちょっと、また戻りますけど、変更したところを申し上げますと、5ページの13の①について、推進するものとするということ形で修正いたします。

あと、前文も含めて全体的なところで御意見等ございましたらお願いします。

○太田委員 2ページの、今、議論した1の目的の最後のところが、宮崎を実現することを

て「を」が重なる形、これ、やっぱ「を」「を」となる。

○右松委員長 太田委員のほうからございました。目的の最後のところを見て、1行でありますけれども、子供たちが地域の宝として社会全体から愛情を受け健やかに成長できる宮崎の実現を目指すことを目的とすることですね。

目的とするという、でとめるところまで、そこを、健やかに成長できる宮崎の実現を目的とするという形に変更させていただきたいと思えます。

あとは、いかがでしょうか。ほぼ完成に近い形になってきておりますけれども。

暫時休憩します。

午後2時4分休憩

---

午後2時7分再開

○右松委員長 委員会を再開いたします。

その他に御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、ないようですので、本日の議論を踏まえまして、正副委員長のほうで改めて要綱案を作成し、後日、皆様にお示ししたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○右松委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、次回委員会についてであります。次回委員会は、10月30日金曜日に行いまして、要綱案の決定及びパブリックコメント等に関する協議を行う予定としております。

最後になりますが、5のその他で、何かございませんでしょうか。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

平成27年10月1日（木曜日）

○右松委員長 それでは、以上で本日の委員会  
を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時8分閉会